

第14期第19回

札幌市農業委員会総会議事録

日 時：令和7年2月3日（月）午後2時

場 所：札幌市役所本庁舎 12階 1号会議室

第14期第19回 札幌市農業委員会総会

出席者名簿

議席	氏名	出欠
1	生野 隆雄	出席
2	山本 和夫	出席
3	藤井 徹	出席
4	大西 智樹	出席
6	上山 雅彦	出席
7	千葉 悅子	出席
8	氏家 正喜	出席
9	平佐 雅勝	出席
10	橋場 和実	出席
11	吉田 長幸	出席

事務局	事務局長 石橋 英二	
	次長 佐々木 久美	
	振興係長 伊藤 哲也	
	農地係長 宮崎 伸一	
札幌市	農政課長 高本 俊	議案関係
札幌市	企画係長 柏木 陽	議案関係

総会に係る付議議案等

区分	議題	備考
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	
議案第4号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	
議案第5号	地域計画の策定に係る意見について	
報告第1号	農地所有適格法人報告書等の提出について	
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について	
報告第3号	札幌市賃借料情報について	
報告第4号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	
報告第5号	現況証明について(事務局長専決)	
報告第6号	地目変更登記に係る登記官からの照会について(事務局長専決)	
報告第7号	農地法違反に係る転用事案報告について(会長専決)	

第14期第19回農業委員会総会 議事録

令和7年2月3日（月）

発言者	議事内容
議長	<p>これより第14期札幌市農業委員会第19回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席状況でございますが、欠席の委員はおりません。委員総数10名中、出席者10名で過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、議席番号7番の千葉委員と議席番号8番の氏家委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は、議案5件、報告7件となっております。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>なお、発言する際は、議長の許可を得てから発言してください。</p> <p>はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
振興係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>1ページの申請番号60-308番につきましては、所有権移転でございます。遺贈によるため、譲渡人はおらず、譲受人の単独申請となります。</p> <p>譲受人はアロニアなどの果樹を生産している農家の一員ですが、農地の共有名義者の一人が亡くなり、その持分を法定相続人以外である譲受人へ遺言により遺贈するものです。</p> <p>場所でございますが、資料1-1の位置図をご覧ください。昨年4月19日に事務局職員が現地を確認しております。</p> <p>要件につきましては、資料1-2の調査書をご覧ください。申請内容の審査と現地調査の結果、該当する場合には許可できないとされている、農地法第3条第2項の各号には該当していないため、同法第3条の許可要件のすべてを満たしていると考えられます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議がありませんので、議案第1号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
農地係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>2ページの申請番号61-401番につきましては、市街化調整区域及び市街</p>

発言者	議事内容
農地係長	<p>化区域の農地に、農家住宅を建築するため、農地を転用したいというものです。</p> <p>場所でございますが、資料2-1の位置図をご覧ください。申請地は、農用地区域内農地ではなく、市中心部より南南西へ約12kmの市街化調整区域及び市街化区域に位置する、10ha未満の小集団の農地であり、過去に農業公共投資の対象となった経緯は無いことから、甲種農地には該当しません。また、申請地は水管、下水道管の2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設が存することから、第3種農地に該当すると判断されます。</p> <p>札幌圏都市計画道路事業（石山・藤野通）により、圃場に近接した申請者の既存住宅が道路用地として収用されることになりましたが、引き続き、農作業を効率的に行うために、同様の立地条件で住宅を移転新築する必要があるため、本申請に至ったものです。</p> <p>次に資料2-2をご覧ください。土地の利用計画は、農家住宅の建築面積が92.747m²、駐車スペース等の面積が129.233m²で、転用面積は221.98m²となっております。</p> <p>本申請は、第3種農地の転用であり、その他の許可基準に照らしても許可相当と判断されますので、別紙「意見書」（案）のとおり、北海道知事あてに進達してよろしいか、ご審議願います。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議長	<p>異議がありませんので、議案第2号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
農地係長	<p>説明の前に資料の差し替えがあります。資料3-2の土地利用計画図につきましては、お手元にお配りした用紙に差し替えをお願いします。</p> <p>それではご説明いたします。</p> <p>3ページの申請番号31-503番につきましては、市街化調整区域内の農地を駐車場にするため、農地を転用したいというものです。</p> <p>場所でございますが、資料3-1の位置図をご覧ください。申請地は、農用地区域内農地ではなく、市中心部より北東へ約7kmの市街化調整区域に位置する、10ha未満の小集団の農地であり、過去に農業公共投資の対象</p>

発言者	議事内容
農地係長	<p>となった経緯はありません。また、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地には当たらず、それらの区域になることが見込まれないほか、近傍の標準的な農地を超える生産性を上げることができるとは認められないことから、農地区分は第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>譲受人は貨物運送業等を行っておりますが、現在使用している駐車場の契約期間終了が迫っており、また今後の事業拡大も踏まえ、新たな駐車場を必要としております。</p> <p>次に資料3-2をご覧ください。土地の利用計画は、駐車場が724.65m²、緑地が5,309.5m²、通路が4,202.85m²で、転用面積10,237m²となっております。</p> <p>本申請は、第2種農地の転用であり、事業用地として必要な条件を踏まえて検討した結果、本申請地を選定していることから、周辺のほかの土地において事業の目的を達成することが出来るとは認められず、そのほかの許可基準に照らしても許可相当と判断されますので、北海道農業会議に意見聴取を行った上、別紙「意見書」(案)のとおり、北海道知事あてに進達してよろしいか、ご審議願います。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議がありませんので、議案第3号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定」について上程いたしますが、5ページの申請番号20-634番につきましては、山本委員に関することでございますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、自己又は同居の親族等に関する議事に参加することができませんので、恐れ入りますが、山本委員は一旦退室をお願いいたします。</p> <p>(山本委員 退室)</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いいたします。</p>
振興係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>5ページの申請番号20-634番につきましては、新規の賃借権設定でございます。借主はブロックリー等を生産している農家でございます。</p> <p>場所でございますが、資料5-1の位置図をご覧ください。10月22日に事務局職員が現地を確認しております。</p>

発言者	議事内容
振興係長	<p>許可要件につきましては、資料5-2の調査書をご覧ください。この調査書のとおり、各号に該当していることから、農地を借りる要件を満たしていると考えられます。</p> <p>貸借期間は5年間です。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議がありませんので、議案第4号申請番号20-634番につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>ここで、山本委員の議事復帰をお願いいたします。</p> <p>(山本委員 入室)</p> <p>続きまして、5ページの申請番号 20-636 番から 6ページの申請番号 20-638 番につきましては、藤井委員に関するご質問でございますので、藤井委員は一旦退室をお願いいたします。</p> <p>(藤井委員 退室)</p> <p>それでは事務局から説明をお願いいたします。</p>
振興係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>5ページの申請番号20-636番から6ページの申請番号20-638番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主は小麦等を生産する農地所有適格法人で、貸借期間は10年間でございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議がありませんので、議案第4号申請番号20-636番から20-638番につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>ここで、藤井委員の議事復帰をお願いいたします。</p> <p>(藤井委員 入室)</p> <p>続きまして、7ページの申請番号 75-608 番につきましては、平佐委員に関するご質問でございますので、平佐委員は一旦退室をお願いいたします。</p> <p>(平佐委員 退室)</p> <p>それでは事務局から説明をお願いいたします。</p>
振興係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>7ページの申請番号75-608番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主はかぼちゃ等を生産する農家で、貸借期間は3年間でご</p>

発言者	議事内容
振興係長	<p>ございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議がありませんので、議案第4号申請番号75-608番につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>ここで、平佐委員の議事復帰をお願いいたします。</p> <p>(平佐委員 入室)</p> <p>続きまして、議案第4号のその他の議案について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
振興係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>4ページの申請番号20-632番及び20-633番につきましては、新規の貸借権設定でございます。借主は、馬鈴薯等を生産している農家でございます。</p> <p>本件につきましては、報告第2号と関連いたしますので、一括してご説明いたします。</p> <p>まず、10ページの報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知」についてをご覧ください。番号20-305番及び20-306番につきましては、当借主に貸借するため、現契約者と合意解約した旨の通知があったものです。</p> <p>それでは、4ページに戻りまして、場所でございますが、資料4-1の位置図をご覧ください。10月22日に事務局職員が現地を確認しております。</p> <p>許可要件につきましては、資料4-2の調査書をご覧ください。この調査書のとおり、各号に該当していることから、農地を借りる要件を満たしていると考えられます。</p> <p>貸借期間は3年間です。</p> <p>次に、5ページの申請番号20-635番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主はアスパラを生産する農家で、貸借期間は5年間でございます。</p> <p>次に、6ページの申請番号30-645番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主はタマネギを生産する農家で、貸借期間は3年間でございます。</p> <p>次に、7ページの申請番号30-646番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主はタマネギを生産する農家で、貸借期間は5年間でございます。</p> <p>続きまして、申請番号60-608番につきましては、期間満了に伴う再設定でございます。借主は長ネギ等を生産する農家で、貸借期間は3年間でご</p>

発言者	議事内容
振興係長	<p>ざいます。</p> <p>なお、すべての申請について、事務局職員が現地を確認しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議がありませんので、議案第4号のその他の議案につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第5号「地域計画の策定に係る意見」について上程いたします。農政課から説明をお願いいたします。</p>
企画係長	<p>農政課企画担当係長の柏木です。</p> <p>地域計画は、農業経営基盤強化促進法に基づき策定する農業の将来の在り方や農用地の利用の姿をまとめる計画で、令和7年3月末が策定期限となっています。本日は、地域計画を定めるにあたり、同法第19条6項の規定に基づき事前に農業委員会のご意見を伺いたく、地域計画（案）についてご説明いたします。</p> <p>札幌市では前身計画の「人・農地プラン」の考え方を継承し、市内を5地区に分け、地区ごとに地域計画を策定することとしております。お示しする地域計画（案）は、令和6年9月に農業委員会から提供を受けた目標地図の素案や地域の協議の内容を踏まえ作成したものとなっています。</p> <p>資料6-1の地域計画（案）をご覧ください。上段の枠内に地区名と対象地域の大字を記載しています。資料には北地区をはじめ計5地区の地域計画（案）がありますが、本日は北地区を例にご説明いたします。</p> <p>はじめに「大項目1の（1）地域計画の区域の状況」についてです。地域計画の策定区域については、原則、市街化調整区域の農地としていますが、市街化調整区域に利用する農地がない認定農業者や札幌市中核農家で一部例外があります。例えば、畜産農家で市街化調整区域内に畜舎等はあるものの利用農地がないといった場合に、その農業用施設用地を目標地図に含めるといった対応をしています。この考え方のもと、農地台帳並びに農業委員会で昨年実施された「今後の農業経営及び農地利用の意向に関する調査」の結果も踏まえ、区域の状況を整理したものが「大項目1の（1）」となっています。</p> <p>次に、「大項目1の（2）地域農業の現状及び課題」、「（3）地域における農業の将来の在り方」、「大項目2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」、「大項目3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置」は、前身計画で</p>

発言者	議事内容
企画係長	<p>ある「人・農地プラン」の内容をもとに地域協議を経て確認・更新を行った内容となっています。</p> <p>続いて、「大項目4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）」についてです。資料6-1（別紙）と本日配布しました参考資料を併せてご覧ください。農業を担う者の定義は今後10年間につき農業経営を営むことが見込まれる者となっています。札幌市では、認定農業者、認定新規就農者のか、札幌市中核農家、農地所有適格法人、その他農地を所有・借入する経営体を対象に、農業を担う者の位置付けに関する意向確認を行いました。その結果、位置付けの意向があつた経営体を掲載したものが資料6-1（別紙）の地域農業を担う者一覧です。北地区の農業を担う者は51経営体となっており、氏名・名称、経営作目、経営面積を掲載しているほか、後ほどご説明する目標地図上で表示する通し番号を割り当てています。なお、地域計画（案）策定時点での農業を担う者の数は、札幌市全体で148経営体となっています。</p> <p>この農業を担う者が経営する農地を地図で示したものが、「大項目6 目標地図」になります。資料6-1（別添）のA3の地図をご覧ください。1枚目は北地区の全体を示したもので、このうち左下の赤線で囲まれた一部分を拡大したものが2枚目の地図です。策定区域内の農地を黄色の線で囲み、農業を担う者ごとに1パターンを配色し、農業を担う者一覧と対応したC-25等の通し番号を記載しています。そのほか、今回、農業を担う者の位置付けの意向がなかつた方や、意向が確認できなかつた方の農地、経営拡大の意向がない自作農家の農地については、一律グレーで色塗りをしています。また、白塗りの部分は、将来において誰が利用していくのかが未定の農地となっています。</p> <p>以上が地域計画案のご説明になります。現在、農業委員会のか関係者のご意見を伺っているところであり、意見をいただいた後、今月、公告と縦覧を行う予定となっています。</p> <p>一旦はこの内容で策定したいと考えていますが、策定後も実態に応じ随時更新を行っていく予定としています。グレーや白で塗った農地については農業を担う者を明確にしていく余地がありますので、農地の出し手や受け手等、農業委員会の日々の活動で把握される情報もいただきながら、完成度を高めていきたいと考えています。引き続きご協力をお願ひいたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p>

発言者	議事内容
藤井委員	はい。
議長	どうぞ。
藤井委員	<p>地域計画の中で、私どもの法人や個人が耕作する部分については、担い手になつていないので、地図には載っていません。地域の説明会で、札幌の農業の将来について、地域毎の細かいプランが示されていないんです。</p> <p>札幌の農業をどういう位置づけにしているのか、という質問をしていますが、的確な説明や計画もなく、それで国から制度変更だから、やらなければならないとやっているというのが、現状でないかと思います。</p> <p>国からやりなさいと言われてやるのは、分からぬわけではないですが、人・農地プランから地域計画に移行するにあたり、人・農地プランでは、何をやつたんですか、という質問をしても、これも答えてもらえてないんです。これだけの予算をとつて、こうすることやっていますとか。こういうことで農業基盤をやりましたとか。この地域はこの野菜を作りますとか。そういうプランがないです。</p> <p>農地である以上、様々な規制がされている中で、その辺をはつきりしていただけないと、賛成できません。</p> <p>地域計画に紐づいている補助事業は、担う者に位置付けられなければ、対象になりません。という説明しか受けていないので、もう少し生産農家に寄り添つて、札幌の農業をどのように進めていくのか、明確に答えてほしいと思います。</p> <p>私も地域計画のすべてに反対している訳ではありませんが、明確なプランもなく、国がやれと言うからそれに従うだけなのが、現状だと思います。</p> <p>他市町村では、補助金を取つてきて、農業振興されているケースもあります。札幌市もそれなりに農地面積もあり、農業に携わつてゐる人がたくさんいますので、その辺で明確なビジョンを示していただきたい。</p>
農政部長 (事務局長)	<p>地域計画につきましては、3月末までに策定しなければ、農地の貸し借りや補助事業が使えないということになつておりますので、まずは地域計画を策定しなければいけないということで作業を進めておりまして、協議の場でもご説明している通りでございます。</p> <p>札幌の農業振興をどうしていくかということに関しましては、農用地区域を指定し、基盤整備事業が必要であれば、導入できるような体制を整えております。これまで大型のトラクターなどを導入するにあたり、認定農業者などが必要とする場合に補助金を申請している実績もございます。</p> <p>札幌市の場合は、農業が一次産業の中心となつてゐる地域と違ひ、土地の権利関係も複雑なことが多く、大規模な土地改良や農業農村整備事業などを行うことは難しいので、国の事業や道の事業があまり利用されていな</p>

発言者	議事内容
農政部長 (事務局長)	<p>いというのは、おっしゃる通りかと思います。</p> <p>なお、地域計画の中で、農業を担う者と位置付け、今後の札幌市の農業を担っていただく方につきましては、予算規模的には少ないですけれども、農業経営強化安定事業での補助事業を用意しておりますし、国の方からも様々な分野で、地域計画に紐づけられている事業がありますので、そういったものが使えないということにならないようにしていきたいと考えています。</p> <p>また、地域計画とは別に、さっぽろ都市農業ビジョンを令和8年度に向けて見直しているところでございます。皆様の所にも届いたかと思いますが、農業者や農地所有者、札幌市民に対して、札幌の農業に関するアンケートを行っております。そういうものをまとめまして、来年度は札幌の農業をどういう方向にもっていくか、どういうふうに農業振興していくか、第2次都市農業ビジョンの見直し作業を進めておりますので、その中で農業者のみなさまのご意見を伺いながら、まとめていきたいと考えております。</p> <p>実績というところでは、大型のトラクター等が導入されたという実績がございますし、補正予算等では、燃料の高騰や異常気象による高温に対応するための施設整備費に対する支援など、協力して行っておりますので、引き続き対応できる体制を整えていきたいと考えております。</p>
藤井委員	私からお願ひですけれども。これに関わる勉強会をしたいと思います。地域計画が施行されるのは決まっているので、それは仕方ないと思います。でも、私ら農業者が、札幌の農業を盛り上げて、一生継続される農業をやるためにには、勉強会をしたいです。そこに、部長や課長に来ていただいて、私たちの考えを聞いていただいて、一緒に参加できるように、お願いできないでしょうか。
農政部長 (事務局長)	地域計画に関する勉強会ということでしょうか。
藤井委員	はい。その通りです。いずれにしても、なかなか時間がないと思いますので、あとはどうしたら農業者と行政が一緒になってやれるのか。その辺を勉強していきたいと思いますので、勉強会の機会を私の方で設けたいと思いますので、できればご参加ください。
農政部長 (事務局長)	<p>本日は、農業委員会の総会で、地域計画に係るご意見を伺いまして、その他関係機関にも意見を伺っているところでございます。特段の修正意見等がなければ、公告・縦覧という手続きを経て、3月中に策定しなければならないというスケジュールになっております。</p> <p>これまで、2回の協議の場という形で、制度の説明などを行ってきてお</p>

発言者	議事内容
農政部長 (事務局長)	<p>りますので、この後のスケジュールを考えますと、この後にまたもう一度みなさまにお集まりいただいて、勉強会を開くというのはなかなか厳しい状況かなと思っております。</p> <p>この地域計画そのものについては、策定して終わりということではなく、毎年、担う者も変わりますし、農地の状況も変わりますし、そうした中で随時見直しをしていくという計画になっております。見直しが定期的に何回あるかなどは、まだ決まっておりませんが、そういった機会の中で、地域の方とお話を来て、意見をいただくということはできると思います。</p>
議長	藤井委員、この回答でよろしいでしょうか。
藤井委員	<p>私どもの方で、去年の11月に議員3・4人と話し合いをしました。それを踏まえて、色々やっているので、その中で札幌の農業を少しでも、都市型農業の中でどのように発展させていくかなど、私の方も提案しているところです。どこまで繋げられるか分からないですけれども、そういう形で私どもは勉強会をして、札幌の農業を持続継続させられるようにしていきたいと思っています。</p> <p>地域計画は、国の制度ですから、待ったなしなんです。</p> <p>前回もいろいろ言っておりますけれども、全国の市長会も反対していますよ。インターネットにも出ています。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p> <p>それではまとめますと、「示された計画案に意見はないが、地域計画策定後も、農業者に丁寧な説明と意見聴取を行い、地域農業を守り、札幌市の農業振興に寄与する計画として、適宜、更新されていくことを要望する。」というように、要望を付けて回答する形で納得していただけたらありがたいなと思いますが、いかがでしょうか。</p>
藤井委員	<p>私は、道からの説明も受けているし、色々受けています。だから、札幌市の部長に今言っているのは、担う人を含めて、いつから見直すという担保がついていないんですよ。あくまでも流動的な見直しであって。</p> <p>なので、計画がないと見直しもしてもらえないと思いますので、こういうことをていきたいとか、こういうことをやっていくのはどうですかということがないと進んでいかないと思います。</p>
議長	札幌市の農業委員会としては、市がこういう方向で進めたいと示している状況なので、市の計画を応援する立場でもありますから。
藤井委員	<p>一応、農業委員会もこの中で、ある程度一緒に進めてきていますから、農業委員会としてどこまでできるのか。できなければ、違う方法で私も考えていますから。</p> <p>私どもは、札幌の農地の約1割を利用権設定等で耕作しています。そういう</p>

発言者	議事内容
藤井委員	ったこと也有って、議員さんを通して、お願いしていることもあります。
議長	<p>先ほどおっしゃられたように、適宜更新していくということなので、その時に意見や考えを述べてもらえばよろしいのではないかでしょうか。</p> <p>この場では、委員会は応援する立場にありますし、それは藤井委員もよくわかっていると思います。</p> <p>先ほどの要望を付けて回答するということで進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
藤井委員	そういう意見を言わせてもらえる場があるのであれば。
議長	<p>そういう場はあると思います。</p> <p>それでは、藤井委員は納得していただけたということで。</p> <p>その他のみなさまから、ご質問、ご意見はございませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議がありませんので、議案第5号につきましては、意見なしとしますが、地域計画策定後も、農業者に丁寧な説明と意見聴取を行い、地域農業を守り、札幌市の農業振興に寄与する計画として、適宜、更新されていくことを要望すると付記し回答することといたします。</p> <p>以上をもって、本日の議案審査を終了いたします。</p> <p>続いて報告事項に移ります。報告第1号から第7号について事務局から説明をお願いいたします。</p>
振興係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>9ページの報告第1号「農地所有適格法人報告書等の提出」について、今回は5社の農地所有適格法人及び2社の農地所有適格法人以外の法人から報告書の提出がございました。</p> <p>農地所有適格法人につきましては、資料7-1から7-5をご覧ください。いずれも、報告書を審査した結果、農地法第2条第3項各号に定める4つの要件「法人形態要件」「事業要件」「議決権要件」「役員要件」をすべて満たしておりますので、農地所有適格法人としての要件を満たしていると認められます。</p> <p>続きまして、農地所有適格法人以外の法人につきましては、資料8-1及び8-2をご覧ください。いずれも、報告書を審査した結果、農地法第3条第3項に定める2つの要件である「地域の農業者との適切な役割分担」及び「業務執行役員のうち1名以上の常時従事」を満たしていると認められます。</p> <p>次に、10ページの報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知」について、番号20-305番及び20-306番については、議案第4号でご説明したとおりでございます。11ページの番号30-283番は農地転用予定のた</p>

発言者	議事内容
振興係長	<p>め、番号 30-297 番は別の農地所有適格法人へ貸借するため、合意解約した旨の通知があったものです。</p> <p>次に、12ページの報告第3号「札幌市賃借料情報」につきましては、資料9をご覧ください。</p> <p>農業委員会では毎年、過去1年間に締結された賃貸借契約の賃借料に関するデータを収集し、その情報を提供することとなっております。</p> <p>この資料は、令和6年1月から令和6年12月までに締結された農地の賃貸借を基に集計した賃借料情報で、地域別に平均額、最高額、最低額を10aあたりの金額で提供し、農地の賃貸借の際の目安としていただくものでございます。</p> <p>なお、この賃借料情報につきましては、データ件数などの様々な条件により、毎年変動いたしますので、参考として過去3年間の平均額、最高額、最低額の値をカッコ書きで記載しております。これらの情報につきましては、農業委員会のホームページでも情報提供を行っております。</p>
農地係長	<p>続きまして、13ページの報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、「所有権の移転」を伴うものにつきまして、東区で1件、白石区で2件、南区で1件、西区で1件、合計5件の届出がありました。これらの届出は、市街化区域内の農地を集合住宅、住宅敷地・通路、事務所・倉庫、有料老人ホーム、駐車場に転用する目的で、権利の移転を行うもので、届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものです。</p> <p>次に、15ページから21ページまでの報告第5号「現況証明」について、北区で19件、東区で11件、白石区で7件、厚別区で2件、豊平区で3件、南区で11件、西区で12件、手稲区で1件、合計66件の申請がありました。当該地を調査した結果、建物敷地や宅地等であったことから、すべて「非農地」として現況証明書を交付しております。</p> <p>次に、22ページの報告第6号「地目変更登記に係る登記官からの照会」について、東区で2件、豊平区で1件の照会があり、当該地を調査した結果、農地以外の土地であると認められましたことから、すべて「非農地」として回答したものです。</p> <p>最後に、23ページの報告第7号「農地法違反に係る転用事案報告」につきましては、駐車場として使用するために、許可を受けずに所有権の移転を行ったことから、農地法違反に係る事案として、北海道知事に報告したものです。</p> <p>場所でございますが、資料10の位置図をご覧ください。当該地は第2種農地に該当すると考えられ、事前に許可申請を行えば許可を受けること</p>

発言者	議事内容
農地係長	ができる事案であると考えられますので、今後許可申請の手続きを取ることで違反の是正を図る予定です。 説明は以上でございます。
議長	以上の報告について、何かご質問はございませんか。
千葉委員	はい。
議長	どうぞ。
千葉委員	簡単なことかもしれません、分からないので教えていただきたいのですが、20ページの現況証明の番号51番について、土地の現況の欄に平成23年非農地判断済地との記載がありますが、一度非農地と判断されたところでも、もう一度申請されることがあるのでしょうか。
事務局職員	現況証明は行政上のサービス行為でありますので、申請があれば何度も証明を行うことができます。 本件につきましては、平成23年に非農地の判断を行いまして、所有者に対し通知しているところですが、その後、登記地目の変更をしていないものと思われます。今回、登記地目の変更に際し、改めて証明してほしいとの旨を申請の際に聴取しております。
千葉委員	では、非農地と判断されたにもかかわらず、地目を変えなかつたということですか。
事務局職員	そういうことになります。
千葉委員	分かりました。ありがとうございます。
議長	その他、ご質問はございませんか。
藤井委員	はい。
議長	どうぞ。
藤井委員	地域計画の説明の際に配布された追加の参考資料について質問させていただきたいのですが、中核農家について、札幌市では、過去5年間に中核農家から認定農業者に何名がなられたんでしょうか。 また、私の地域に、農地が一度も耕起されずに荒れているところがあります。そこに動物が住み着いて、獣害の原因になっていますが、依然として改善されておりません。昨年も一度も草刈りされず、どんどん農地が荒れてしまっています。 ここについては、JAさっぽろが融資の担保にしていて、競売にかけられた農地なんです。それが取り下げられて、JAにも再三お願ひしていますが、一向に改善されません。こういう場合はどうしたら良いでしょうか。
議長	それは誰に対しての質問ですか。
藤井委員	部長（事務局長）です。

発言者	議事内容
事務局長	<p>おっしゃっている方や場所については把握しており、ご本人に管理するようお願いしているところでございます。現状も変わらないということであれば、改めてお願いしなければならないと思います。</p> <p>地域の問題とすることでもありますので、農業委員として、そういった働きかけもぜひお願いしたいと思います。事務局と地域の農業委員さん、推進委員さんやJAさっぽろと協力して進めていけたら良いと思います。</p>
議長	その他、ご質問はございませんか。
	(質問なし)
議長	<p>なければ、これで報告案件を終わらせていただきます。</p> <p>これをもちまして、本日の総会は終了いたします。</p> <p>次回の総会開催でございますが、令和7年2月27日、木曜日、午後2時からの開催を予定しておりますが、ご都合はいかがでしょうか。</p> <p>よろしければ、第20回総会は令和7年2月27日、木曜日、午後2時からといたしますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、会場は、市役所18階の第2常任委員会会議室でございます。</p>

開始時間 午後2時00分 終了時間 午後2時55分